

障がい者用 IC カード乗車券取扱特約

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この特約は、多摩都市モノレール株式会社（以下「社」という）が、「IC カード乗車券取扱規則」に定めるサービス内容とその使用条件のうち、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、または「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「手帳」という）の交付を受けている者のうち、社の規程等に定める（当該手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に記載のある）第 1 種身体障害者または第 1 種知的障害者とその介護者に限り株式会社パスモの定める障がい者用 P A S M O 取扱特約に基づき発行する障がい者 P A S M O および介護者 P A S M O（以下「障がい者用 P A S M O」という）を媒体とする乗車券等（以下「障がい者用 IC カード乗車券」という）による旅客の運送等について、その使用条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

- 第 2 条** この特約は、IC カード乗車券取扱規則（以下、「IC 規則」という。）に対する特約であり、IC 規則と異なる取扱いについてはこの特約を優先して適用するものとする。
- 2** IC 規則第 5 条第 5 項第 5 号、同第 5 条第 9 項、同第 6 条の 2、同第 7 条、同第 11 条、同第 13 条、同第 16 条第 4 項、同第 16 条の 2、同第 18 条から同第 27 条、同第 30 条から同第 32 条に規定する事項については、障がい者用 IC カード乗車券には適用しない。
- 3** 社は、この特約を相当な範囲で変更することがある。この場合、社は変更及び変更内容を予め告知するものとする。この特約変更後に障がい者用 IC カード乗車券を使用したことをもって、使用者が変更内容に合意したものとする。
- 4** この特約が改定された場合、以後の障がい者用 IC カード乗車券にかかわる取扱いについては、改定されたこの特約の定めるところによる。
- 5** この特約に定めのない事項については、IC 規則、株式会社パスモの定める P A S M O 取扱規則、同障がい者用 P A S M O 取扱特約、同 P A S M O 電子マネー取扱規則、同オートチャージサービス取扱規則の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この特約における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「障がい者 I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する障がい者 P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。
- (2)「介護者 I C カード乗車券」とは、株式会社パスモが発行する介護者 P A S M O を媒体とする乗車券等をいう。
- (3)「障がい者用 I C S F 乗車券」とは、S F により旅客の運送等に供する障がい者用 I C カード乗車券をいう。
- (4)「障がい者用 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者用 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (5)「障がい者 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を障がい者 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (6)「介護者 I C 定期乗車券」とは、I C 鉄道事業者の定期乗車券の機能を介護者 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。
- (7)「障がい者用 I C 企画乗車券」とは、I C 鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下、「企画乗車券」という。）の機能を障がい者用 P A S M O に付加した I C カード乗車券をいう。

- 2 この特約に定めのない用語の意義については、I C 規則、P A S M O 取扱規則、障がい者用 P A S M O 取扱特約、その他の関連する規則等の定めるところによるものとする。

(使用方法および制限事項)

第4条 障がい者用 I C カード乗車券を使用して乗車するときは、I C 規則第5条に定める取扱いのほか、障がい者 I C カード乗車券およびその対となる介護者 I C カード乗車券を同時かつ同一行程で使用しなければならない。

- 2 障がい者 I C カード乗車券は記名人本人、介護者 I C カード乗車券は障がい者 I C カード乗車券を使用する記名人本人を介護する能力があると認められる者が使用することができる。
- 3 障がい者用 I C カード乗車券は有効期限終了後は使用することができない。この場合、第20条に規定する有効期限の更新手続きを行うことにより、有効期限を延長して使用することができる。

(個人情報の取扱い)

第5条 障がい者用 P A S M O にかかわる個人情報の取扱いは、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めるところによる。

第2章 発売

(発売)

第6条 障がい者用P A S M Oは障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより駅等で発売する。

- 2** 旅客が障がい者用P A S M Oに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、社の身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、第1種身体障害者とその介護者または第1種知的障害者とその介護者に対して同時に発売する。

(S F残額の確認)

第7条 障がい者用I Cカード乗車券のS F残額は、障がい者用I Cカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

- 2** 障がい者用I Cカード乗車券のS F残額履歴の表示または印字は障がい者用P A S M O取扱特約の定めにより、障がい者用I Cカード乗車券の処理を行う機器により確認することができる。

- 3** 前各項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないS F残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴

(3) 第14条または第15条の規定により障がい者用P A S M Oを再発行したときの再発行前のS F残額履歴

(4) 第16条の規定により障がい者用P A S M Oを交換したときの交換前のS F残額履歴

- 4** 社においては、P A S M O取扱規則および障がい者用P A S M O取扱特約の定めにかかわらず、前各項に定めるS F残額およびS F残額履歴のほか、最近のS F残額履歴から100件までさかのぼって確認することができる。また、この場合には、第14条または第15条の規定により障がい者用P A S M Oを再発行したときの再発行前のS F残額履歴および第16条の規定により障がい者用P A S M Oを交換したときの交換前のS F残額履歴も確認することができる。ただし、次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

(1) 出場処理がされていないS F残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのS F残額履歴

(3) 26週間を経過したS F残額履歴

(4) 第14条または第15条の規定により障がい者用P A S M Oを再発行した当日における再発行前のS F残額履歴

- (5) 第16条の規定により障がい者用P A S M Oを交換した当日における交換前のS F
残額履歴

第3章 運賃

(障がい者用I Cカード乗車券における運賃の減額)

第8条 障がい者用I Cカード乗車券を使用して、第4条およびI C規則第5条第1項の定めにより乗車した場合、出場時にI C規則第16条第1項または第3項に規定する割引運賃を減額する。

- 2 第1項の規定により割引の運賃を減額する場合、1円未満の端数があるときは、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

第4章 効力

(効力)

第9条 I Cカード乗車券取扱区間内において、障がい者用I C S F乗車券を使用して乗車する場合、I C規則第17条第1項によるほか、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 介護者P A S M OからI C規則第16条に定める割引の運賃を減額することを承諾し、かつ介護能力があると認められる小児が使用する場合には、任意の小児1人が使用することができる。
- 3 障がい者用P A S M Oに発売された定期乗車券および企画乗車券について、S Fをチャージして券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は、第1項を適用する。

(再印字)

第10条 障がい者用I Cカード乗車券は、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

- 2 前項の場合、P A S M O取扱規則または社の旅客営業規則等の定めるところにより、速やかに当該障がい者用P A S M Oを社に差し出して、券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

(障がい者用P A S M Oの個人情報変更)

第11条 改氏名等により、障がい者用P A S M Oの記名人本人の個人情報と障がい者用P A S M Oに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該障がい者用P A S M Oを使用し

てはならない。

- 2** 前項の場合、旅客は速やかに社が定める申込書および当該障がい者用 P A S M O を当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。

(無効となる場合)

- 第 1 2 条** 障がい者用 I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用 I C カード乗車券の取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。

- (1) 旅行開始後の障がい者用 I C カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用 I C 定期乗車券および障がい者用 I C 企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合
- (3) 障がい者 P A S M O を障害者本人以外の者が使用した場合
- (4) 障がい者 I C カード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合
- (5) 介護者 I C カード乗車券を介護者が単独で使用した場合
- (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I C カード乗車券を使用した場合
- (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用 P A S M O を購入または使用した場合
- (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合
- (9) 社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合
- (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用 I C カード乗車券もしくは S F を使用した場合
- (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C カード乗車券が障害状態となったと認められる場合
- (12) その他不正乗車の手段として使用した場合

(不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受)

- 第 1 3 条** 前条各号のいずれかに該当した場合、旅客営業規則の定めにより収受する。

第 5 章 再発行・交換

(紛失再発行)

- 第 1 4 条** 障がい者用 I C S F 乗車券の紛失再発行の取扱いは、社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めるところにより行う。

- 2 障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。
- （1）申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- （2）記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。
- 3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券を再発行する。
- （1）公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- （2）再発行する障がい者用 P A S M O に付加されている定期乗車券または企画乗車券が社で発売したものであること。
- （3）旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
- 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券それぞれ 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用 P A S M O の紛失再発行手数料は障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。
- 5 当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。
- 6 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。
- 7 障がい者用 I C カード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 I C カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C カード乗車券を使用することはできない。

(障害再発行)

第15条 障がい者用 I C S F 乗車券の障害再発行の取扱いは、社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 I C カード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 I C カード乗車券を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券を提出すること。

(3) 再発行する障がい者用 P A S M O に付加されている定期乗車券または企画乗車券が社で発売したものであること。

(4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

4 当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用 I C S F 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C 定期乗車券または障がい者用 I C 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 12 条第 11 号により無効となった場合

6 障がい者用 I C カード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用 I C カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 I C カード乗車券を使用することはできない。

ただし、当該障がい者用 I C カード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。

(障がい者用 P A S M O の交換)

第 1 6 条 社および株式会社パスモの都合により、旅客が使用している障がい者用 P A S M O を、当該障がい者用 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 P A S M O に予告なく交換することがある。

- 2 前項の交換を行ったあと、交換前の障がい者用 P A S M O の機能停止の取り消しまたは機能の復元はできない。

(免責事項)

第 1 7 条 障がい者用 P A S M O の交換または再発行により、障がい者用 P A S M O 裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 P A S M O を発行したことによる旅客の損害等については、社はその責めを負わない。

- 2 紛失した障がい者用 P A S M O の払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害等については、社はその責めを負わない。
- 3 この特約に定めのない、障がい者用 P A S M O を媒体としたサービス（社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、社はその責めを負わない。

第 6 章 払いもどし

(払いもどし)

第 1 8 条 旅客が、障がい者用 P A S M O が不要となり、社が定める申請書を提出したときは、障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めにより払いもどしを行う。

- 2 旅客が、障がい者用 I C 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。
- 3 旅客が、障がい者用 I C 定期乗車券が不要となり、社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用 I C 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用 P A S M O 取扱特約に定める障がい者用 P A S M O の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額と S F 残額の合算額とする。
- 4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者 I C 定期乗車券および介護者 I C 定

期乗車券それぞれ1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

第7章 特殊取扱

(障がい者用PASMOの変更)

- 第19条** 旅客が無記名PASMOを差し出して、障がい者用PASMOへの変更を申し出た場合、または記名PASMOを差し出して障がい者PASMOへの変更を申し出た場合(障害者本人が記名PASMOの記名人に限る)は、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより障がい者用PASMOまたは障がい者PASMOへの変更を行う。
- 2** 障がい者用PASMO取扱特約の定めにより、記名PASMOから介護者PASMOへの変更、障がい者用PASMOから無記名PASMOおよび記名PASMOへの変更はできない。
- 3** 定期乗車券の機能が付加された記名PASMOから障がい者PASMOへの変更はできない。

(有効期限の更新)

- 第20条** 旅客が、有効期限を超えて障がい者用PASMOの使用を希望する場合、別に定める申請書及び当該障がい者用PASMOを提出しかつ手帳の呈示を行うものとする。
- 2** 前項のほか、社は、当該障がい者用PASMOのSF残額履歴を確認し、引き続き障がい者用PASMOの使用を認めると判断した場合に限り、有効期限の更新を行う。この場合、更新日の1年後の同月末日を新たな有効期限とする。

第8章 ICカードの相互利用

(ICカード等の相互利用)

- 第21条** 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第1条に規定する障がい者用ICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。
- (1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「障がい者用Suica」
- (2) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「障がい者用りんかいSuica」
- 2** 前項で定める一部の障がい者用ICカード乗車券について、障がい者用ICカード乗車券を処理する機器で使えない場合がある。
- 3** 第1項に定める障がい者用ICカード乗車券において、この規則に定めのない事項につ

いては、法令、社の旅客営業規則および第1項に定める障がい者用ICカードを発行する事業者の規則（以下、「ICカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

（ICカードの相互利用において取扱わない業務）

第22条 前条にかかわらず、次の各号に定める障がい者用ICカード乗車券においては、それぞれ各号に定める取扱いを行わない。

（1）前条第1項第1号および第2号に定める障がい者用ICカード乗車券について

ア 第6条（発売）

イ 第7条第4項（SF残額の確認）

ウ 第10条第2項（再印字）

エ 第11条第2項（障がい者用PASMOの個人情報変更）

オ 第14条（紛失再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

カ 第15条（障害再発行）、ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

キ 第16条（障がい者用PASMOの交換）

ク 第18条（払いもどし）

ケ 第19条（障がい者用PASMOの変更）

（相互利用におけるICカード発行事業者規則に基づく取扱い）

第23条 以下の取扱いについては第21条第1項に定めるICカード発行事業者において、ICカード発行事業者規則の定めるところにより取扱う。

（1）第5条に定める個人情報の取扱い

（2）第12条により無効となったカードの取扱い